

神戸市下水道条例施行規則の一部改正案について（概要）

1. 改正の背景

本市の下水処理区域内の事業場は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び神戸市下水道条例（昭和 50 年 10 月条例第 40 号。以下「条例」という。）による水質規制を受けています。また、下水処理場は水質汚濁防止法による水質規制を受けています。

下水処理区域内の事業場に係る規制対象物質のうち、健康項目及び環境項目にあたる物質の排除基準は下水処理場に係る基準がそのまま適用されるため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく一般排水基準が適用されています。

下水処理場に係る基準を定めている水質汚濁防止法では、改正により基準が強化された場合に、直ちに一般排水基準を達成することが技術的に困難な業種とされる特定事業場に対して、期間を定めて緩やかな基準（暫定排水基準）を適用しています。しかし、条例に基づく水質規制では、一般排水基準が適用されるため、暫定排水基準が適用されている業種に対して、法よりも厳しい基準が適用されることとなります。そのため、神戸市下水道条例施行規則第 9 条の 2 の規定により、特定の業種に対して、該当する物質を条例に基づく規制から除外しています。

今回、下水道法施行令の一部を改正する政令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令により、六価クロム化合物の一般排水基準が 0.5mg/L から 0.2mg/L に強化されました。これに伴い、電気めっき業に対して、新たに六価クロム化合物の暫定排水基準が追加され、その基準は省令の施行日から 3 年間は 0.5mg/L となります。しかし、現行の条例に基づく規制では、電気めっき業に対して、六価クロム化合物の暫定排水基準を適用することができません。そのため、今回の改正で電気めっき業に対する六価クロム化合物の規制を条例に基づく規制から除外します。

また、亜鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物、1,4-ジオキサンについて、特定業種に対する暫定排水基準が設定されていましたが、当該暫定排水基準の適用期間が満了したことに伴い、条例に基づく規制の対象外としている業種から、当該業種・物質を削除します。

その他、申請書・届出書の文言整理を行います。

2. 改正の内容

①暫定基準

神戸市下水道条例施行規則第 9 条の 2 に掲げる表で規定する、「施行令第 9 条の 10 に規定する基準を適用しない物質」に対し、下記の場合における物質を削除・追加します。

追加する物質

規則で定める場合	規則で定める物質
電気めつき業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	六価クロム化合物

削除する物質

規則で定める場合	規則で定める物質
金属鋳業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	亜鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物
エチレンオキサイド製造業又はエチレングリコール製造業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	1, 4-ジオキサン

②申請書・届出書の見直し

・排水設備設置義務免除申請書（様式第7号）

令和4年度、「排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領」を一部改正し、免除汚水の種類に「水道水」「工業用水」「井戸水」「海水」を明記しました。しかし、排水設備設置義務免除申請書（様式第7号）の使用水に「工業用水」「海水」が記載されていないため、文言を追加します。

・排水管理責任者選任（変更）届（様式第11号）

また、令和5年度より、排水管理責任者資格認定講習の申込書に記載を求めていた生年月日を不要としました。これより、排水管理責任者選任（変更）届（様式第11号）に記載していた生年月日欄を削除するなど、様式を一部変更します。

その他、以下の届出書について、使用していない項目を削除し、文言整理を行います。

・除害施設氏名等変更届（様式第10号）

・除害施設使用廃止届（様式第10号の2）

・除害施設承継届（様式第10号の3）

3. 施行期日（予定）

令和6年10月1日

4. 通知文書

- 下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年1月4日国土交通省令第二号）
- 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年1月25日環境省令第四号）
- 亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直しについて（環水大 wat 発第 2109162 号 令和3年9月24日）
- 1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直しについて（環水大 wat 発第 2103261 号 令和3年3月26日）

下水道法施行令の一部を改正する政令

政令第 号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第八條（同法第二十五條の三十において準用する場合を含む。）、第十二條の二第一項及び第十二條の十一第一項第二号（これらの規定を同法第二十五條の三十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十二條（同法第二十五條の三十において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「それぞれ」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 大腸菌数 一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下

第六條第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第九條の四第一項中「それぞれ」を削り、同項第五号中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改める。

第九條の十一第一項中「の規定による条例は、」を「に規定する政令で定める基準は、同号の条例におい

て」に、「ものとし、その水質は、それぞれ」を「こと及び当該水質の基準が」に改め、「ならない」の下に「こととする」を加え、同項第二号中「当該各号」を「これらの号」に改め、同項第六号中「第九条の四第一項各号に掲げる物質又は」を削り、「の項目」の下に「又は第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質」を加え、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同条第二項中「それぞれ」を削る。

第十五条中「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同条各号を次のように改める。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下この条及び第十五条の三において同じ。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以

上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。ハにおいて同じ。）又は工事の監督管理（以下この条において「処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等」という。）を行わせる場合 二年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理（以下この条において「排水施設に係る監督管理等」という。）を行わせる場合 一年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 六年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 一年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条の三第三号において同じ。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。）であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 七年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 三年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

ること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第二種技術検定に合格した者であつて、前号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。

七 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による土木施工管理に係る一級の第二次検定に合格した者であつて、第二号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。

八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術

部門に合格した者（国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。

九 前各号に掲げるもののほか、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であること。

イ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 十年以上下水道等の工事に関する技術

上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等の工事に関する技術上の実務に従事

し、かつ、二年六月以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

第十五条の三中「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同条第一号中「後、又は」を「者又は」に、

「後、二年」を「者であつて、二年」に、「従事した経験を有する者（）」を「従事し、かつ、」に、「者に限る。」を「もの」に改め、同条第二号中「衛生工学科」の下に、「電気工学科、機械工学科」を加え、

「後、」を「者であつて、」に、「従事した経験を有する者（）」を「従事し、かつ、」に、「者に限

る。）」を「もの」に改め、同条第三号及び第四号中「又はこれ」を「、電気科、機械科又はこれら」に、「後、」を「者であつて、」に、「従事した経験を有する者（」を「従事し、かつ、」に、「者に限る。）」を「もの」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「者で」を「者であつて」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「技術士法」の下に「の規定」を加え、同号を同条第六号とし、同条に次の二号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、十年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

八 国土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定及び第九条の十一の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

理由

公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準及び特定事業場から排除される下水の水質の基準を改めるとともに、公共下水道又は流域下水道の設計、工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件を緩和する必要があるからである。

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

○環境省令第四号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項、第十四条の三第一項及び第二十七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

環境大臣 伊藤信太郎

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年^総理府^{通商産業省}令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

別表第二（第九条の三関係）

備考 (略)	(略)	有害物質の種類	基準値
	六価クロム化合物	(略)	
	(略)	一リットルにつき六価クロム 〇・〇二ミリグラム	

（排水基準を定める省令の一部改正）

第二条 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第二（第九条の三関係）

備考 (略)	(略)	有害物質の種類	基準値
	六価クロム化合物	(略)	
	(略)	一リットルにつき六価クロム 〇・〇五ミリグラム	

別表第二（第一条関係）		備考 (略)	(略)	六価クロム化合物	(略)	有害物質の種類	別表第一（第一条関係）	改正後
			(略)	一リットルにつき六価クロム 〇・二ミリグラム	(略)	許容限度		
項目	許容限度							
別表第二（第一条関係）		備考 (略)	(略)	六価クロム化合物	(略)	有害物質の種類	別表第一（第一条関係）	改正前
			(略)	一リットルにつき六価クロム 〇・五ミリグラム	(略)	許容限度		
項目	許容限度							

備考 (略)	(略)	大腸菌数 (単位 一ミリリットルに つきコロニー形成単位)	(略)
	(略)	日間平均八〇〇	(略)
備考 (略)	(略)	大腸菌群数 (単位 一立方センチメー トルにつき個)	(略)
	(略)	日間平均三、〇〇〇	(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条別表第二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場

(水質汚濁防止法(以下「法」という。))第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)
から公共用水域に排出される水(以下「排水」という。))の法第三条第一項に規定する排水基準(以下単に「排水基準」という。))は、この省令の施行の日から三年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令」という。))第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に設置されている法第二条第二項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。))を設置する特定事業場の排水の六価クロム化合物についての排水基準は、この省令の施行の日から六月間(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号

（別表第三に掲げる施設である場合にあつては、一年間）は、改正後の省令第一条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物 （単位 一リットルにつきミリグラム）	電気めつき業	〇・五
<p>備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該特定事業場から排出される排水の六価クロム化合物に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。</p>		

亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直しについて

環水大水発第 2109162 号
令和 3 年 9 月 24 日

都道府県知事 }
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直しについて

亜鉛含有量（以下「亜鉛」という。）については、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 33 号）附則第 2 条において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しており、その適用期間は令和 3 年 12 月 10 日までとなっている。また、カドミウム及びその化合物（以下「カドミウム」という。）については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 30 号）附則第 2 条において暫定排水基準を設定しており、その適用期間は令和 3 年 11 月 30 日までとなっている。

今般、現行の亜鉛及びカドミウムの暫定排水基準の対象業種（それぞれ 3 業種、1 業種）について、現時点における各業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 1 条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）への対応の可否を確認したところ、亜鉛の対象業種のうち 2 業種及びカドミウムの対象業種 1 業種については一般排水基準を達成できる見込みであると判断されたことから、それぞれ令和 3 年 12 月 11 日、同年 12 月 1 日以降は一般排水基準に移行することとした。一方、亜鉛の対象業種のうち 1 業種については、基準値を強化の上で適用期間を令和 6 年 12 月 10 日まで延長することとした。

このため、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 3 年環境省令第 15 号。以下「改正省令」という。）を令和 3 年 9 月 24 日に公布し、亜鉛に係る暫定排水基準の見直しの規定について同年 12 月 11 日から施行することとした。

については、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 措置の内容

亜鉛に係る暫定排水基準が適用されている3業種のうち1業種（電気めっき業）について、暫定排水基準を5 mg/L から4 mg/L に強化の上、適用期間を令和6年12月10日まで延長した（他の2業種は一般排水基準へ移行）。

対 象 業 種：電気めっき業

暫定排水基準：4 mg/L

適 用 期 間：改正省令施行の日から3年間（令和6年12月10日まで）

2. 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

亜鉛に係る暫定排水基準が適用される業種に属する特定事業場が同時に暫定排水基準が適用される業種以外の業種にも属する場合には、暫定排水基準を適用することとしている（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）附則別表備考）。

3. 暫定排水基準の適用事業場に対する指導について

暫定排水基準は、一般排水基準への対応が技術的に困難な業種に対して、時限つきで暫定的に認めている基準値である。改正省令による改正後の暫定排水基準及びその他の暫定排水基準が適用されている特定事業場に対して、各適用期間終了後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いする。

1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直しについて

環水大発第 2103261 号
令和 3 年 3 月 26 日

都道府県知事 }
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長
(公印省略)

1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直しについて

1,4-ジオキサンについては、現在、排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 24 年環境省令第 15 号。以下「省令」という。)附則第 2 条において暫定的な排水基準(以下「暫定排水基準」という。)が設定されており、その適用期間が令和 3 年 5 月 24 日までとなっているところである。

現行の暫定排水基準の対象業種(エチレンオキサイド製造業及びエチレングリコール製造業)について、現時点における各業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 1 条に規定する排水基準(以下「一般排水基準」という。)への対応の見込みを確認したところ、当該対象業種においても一般排水基準を達成できる見込みであると判断されたことから、省令附則第 2 条における暫定排水基準の適用については令和 3 年 5 月 24 日までとし、同年 5 月 25 日以降は一般排水基準に移行することとした。

については、貴職におかれては、この点に十分御留意の上、水質汚濁防止法の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。